

2021年度  
関西学院大学ロースクール  
C日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕 および 〔設問 2〕 に答えなさい。

Aは、長年勤めていた食料品販売の会社を退職して、友人であるBおよびCとともに発起人となって、輸入雑貨の会社（以下、この会社の成立の前後を問わず「甲社」という。）を設立しようと考えていた。Aは、BおよびCと相談した結果、新たに設立される会社は株式会社形態とすることとし、設立時の最低資本金額を2000万円とすること、Aが4000万円を出資し、BおよびCがそれぞれ500万円を出資することが定められた。また、Aはその有する土地建物（以下「本件不動産」という。）を出資すること、BおよびCは金銭を出資することも併せて定められた。Aが本件不動産を出資の目的とする旨および本件不動産の価額は4000万円である旨は、Aが引き受ける設立時発行株式の数とともに甲社の原始定款に記載された。そして、本件不動産につき、不動産鑑定士Pの鑑定評価も作成された。

しかしながら、甲社の成立後、以下の事実が発覚した。すなわち、本件不動産のうちの建物の土台部分はシロアリが原因で腐食しており、土地と併せても本件不動産の価値は2000万円でしかなく、このことをPは認識していたが、PはAの友人であったことから、AがPに懇願して、本件不動産の価値が4000万円である旨の鑑定評価書を作成させたものであった。この事実はBおよびCには告げられていなかった。

〔設問 1〕

本件におけるAが行った出資方法は、一般にどのように呼ばれるか。また、これについて、会社法はどのような規律を設けており、それはどのような趣旨に基づくものであるかについて説明しなさい。

〔設問 2〕

本件におけるAおよびPの甲社に対する責任について論じなさい。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：商法】

《出題趣旨》

---

- ・本問は、株式会社の設立における現物出資に関する基礎的な内容を問うものである。
- ・〔設問 1〕においては、A による本件の出資が現物出資であることを指摘するとともに、現物出資にかかる会社法の規律およびその趣旨につき説明することが求められる。
- ・〔設問 2〕においては、現物出資の対象財産の価額が定款記載額に著しく不足する場合の関係者の責任について、条文を指摘しつつ的確に当てはめを行うことが求められる。

《解説》

---

(1) 〔設問 1〕について

- ・本件における A のように、株式会社の設立時において、発起人は、出資の履行として金銭以外の財産を出資の目的とすることができる（現物出資）。
  - 現物出資は発起人にのみ認められているが、それは現物出資の対象財産の価額が定款記載額に著しく不足している場合において、当該出資者である発起人は、不足額の填補責任を負うことになったときに、当該責任の履行が確実になされるか否かが不明であっては困るからである（発起人以外の者の経済状態が不明であることがあり得るから）。
- ・発起人が現物出資を行う場合には、原始定款に現物出資者の氏名（名称）、当該財産およびその価額、その者に対して割り当てられる株式の数を記載（記録）して、原則として検査役の調査を受けなければならない（会社 28 条 1 号、33 条 1 項）。
  - 会社法 33 条 10 項に規定する場合においては、例外的に検査役の調査が免除される。
- ・以上のような規律を会社法が設けている趣旨は、現物出資の対象財産が過大に評価され、原始定款に記載されてしまうと、会社の資本充実に害するとともに、最終的には会社の債権者にも損害を与えることになり得るからである。

(2) 〔設問 2〕について

- ・会社成立時における現物出資財産の価額が、当該財産の定款記載額に著しく不足

するときは、発起人および設立時取締役は、連帯して、当該不足額を会社に対して支払う義務を負う（会社 52 条 1 項）。

- ・ 本件における現物出資対象財産である本件不動産の価額は 2 0 0 0 万円程度であり、定款記載額である 4 0 0 0 万円に著しく不足していると言える。
- ・ 会社法 52 条に基づく不足額填補責任は過失責任とされているところ、A および P は、自己が無過失であるとして責任を免れることができるか。
- ・ そもそも A は、現物出資者であるから、無過失を立証しても責任を免れることはできない（会社 52 条 2 項柱書括弧書）。また、P は、本件不動産にかかる建物がシロアリにより腐食しており、土地と併せても 2 0 0 0 万円程度の価値しかないことを A から聞いて知っていた。それにもかかわらず、本件不動産の価額を 4 0 0 0 万円とする旨の鑑定評価書を作成しているのであるから、職務を行うにつき注意を怠らなかつたとは言えず、したがって無過失の証明もできないと思われる（会社 52 条 3 項）。
- ・ 以上から、A と P は、本件不動産の定款記載額である 4 0 0 0 万円と本件不動産の設立時における価額である 2 0 0 0 万円との差額である 2 0 0 0 万円につき、連帯して甲社に支払う義務を負う。

#### 《 講 評 》

---

- ・ 「設問 1」については、制度趣旨も含めて、しっかりと解答できている答案が比較的多く見られた。もっとも、本件のような出資方法（現物出資）を財産引受と勘違いした答案も散見された。財産引受は出資ではなく、問題文には、「本件における A が行なった出資方法」が問われているのであるから、財産引受を出資の一態様であると誤解しているのだとすれば、基本的な理解に誤りがあるといえる。
- ・ また、「設問 1」では、現物出資に関する会社法上の規律についても問われているが、原始定款への記載と原則としての検査役の調査という 2 つの手続については解答できているものの、検査役の調査が不要な場合についての言及がなされている答案はほとんどなかった。この点は、財産引受の場合にも同様の規律が適用されることから、これを機に、設立時における現物出資および財産引受の規律をしっかりと勉強しておいてほしい。
- ・ 「設問 2」は、「設問 1」を前提に、現物出資として給付した財産が定款記載額を著しく下回る場合の関係者の責任を問うものであるが、会社法 52 条の規定にしっかりと当てはめることができているかが問われている。特に、現物出資者は無過失責任とされているが（会社 52 条 2 項柱書括弧書）、この点について検討している答案はわずかであった。また、会社法 52 条の責任が問題となるのは、給付した財産が定款記載額に「著しく」不足している場合である

が、問題文から、「著しく」不足しているかどうかを読み取って、これを確認するという作業が必要となる。しかし、この点に言及している答案は皆無であった。

- ・〔設問2〕の関係者の責任につき、これを会社法52条の2で規定されている仮装払込の場合の責任として論じている答案も散見された。〔設問1〕における財産引受との誤解という点も含めて、設立に関する会社法の基本的な規律が理解できていないものと思われる。しっかりと基本書等を精読して、対応してほしいと思う。

以 上